

ひきこもり支援推進事業とは

厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、就労支援等において、ひきこもりを含む相談等の取組を行ってまいりましたが、平成21年度からはひきこもり支援を一層充実させ、「ひきこもり支援推進事業」に取り組んでいます。

1. ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）

ひきこもりに特化した専門的な相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を都道府県、指定都市に設置し運営する事業です。このセンターでは、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に結びつめます。また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援に係る情報の幅広い提供等、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担います。

ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）

